

# 歯科外来診療環境体制について

## 歯科外来診療環境体制加算（外来環）

『歯科外来診療環境体制』とは、歯科診療時の偶発症などの緊急時の対応及び感染症対策としての装置・器具の設置などの取り組みを行っている体制のことです。

『ほりうち歯科』は、厚生労働省の指定した安全基準、  
『歯科外来診療環境体制（外来環）』をクリアした医院です。

### 施設基準

- 1) 所定の研修を修了した常勤の歯科医師が、1名以上配置されていること
- 2) 歯科衛生士が、1名以上配置されていること
- 3) 緊急時の初期対応が可能な医療機器（AED、酸素ボンベおよび酸素マスク、  
血圧計、パルスオキシメーター）を配置していること
- 4) 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、  
別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること
- 5) 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、  
専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等  
十分な感染症対策を講じていること
- 6) 感染症患者に対する歯科診療について、ユニットの確保等を含めた  
診療体制を常時確保していること
- 7) 歯科ユニットごとに歯牙の切削や義歯の調整、  
歯の被せ物の調整時等に飛散する細かな物質を吸収できるよう、  
歯科用吸引装置等を設置していること